

V 経過措置について

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の経過措置について

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）は、平成18年5月29日から施行されましたが、新たに設定された一律基準や残留基準の適用にあたり、平成18年5月28日までに製造・加工された食品については、従前の基準を適用することとしています。ここでいう製造・加工の工程には、食品を容器に入れたり、または包装したりすること（パッケージング）も含まれます。生鮮食品、加工食品の別に経過措置の適用をまとめると、以下のとおりとなります。

<生鮮食品>

経過措置の適用の対象にはなりません。平成18年5月29日以降に流通する生鮮食品については、残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）による規制が適用されます。

<加工食品>

国産品、輸入品を問わず、製造または加工が終了した時点（一般消費者への販売に供する形態になった時点）をみて、経過措置の対象となるか否かを決定します。

- 平成18年5月28日までに製造・加工が終了した製品は、従前の制度による規制を適用。
- 平成18年5月29日以降に製造・加工が終了した製品は、残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）による規制を適用。

参考

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）－抜粋－

食品衛生法第11条第1項

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

食品衛生法第11条第3項

農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。

ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

関係告示

① 平成17年厚生労働省告示第497号

法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」を0.01ppmとすること。

② 平成17年厚生労働省告示第498号

法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」として65物質を指定すること。

③ 平成17年厚生労働省告示第499号

法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分に係る規格として、758の農薬等に関し食品に残留する量の限度を設定し、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品の成分規格の各項について所要の改正を行うこと。